

---

# 立命館大学 OIC インターナショナルハウス ガイドブック

---

2018 年 8 月 VER. 5-2

立命館学園は、「国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立する」ことを学園憲章に謳っています。立命館大学 OIC インターナショナルハウスは、単なる宿泊施設としてではなく、憲章の理念を具体化し、教育・研究の国際化を進めるために、外国人留学生と国内学生が共同生活を通じて国際交流を行う国際教育寮として建設されました。

立命館大学 OIC インターナショナルハウスには、学部学生から大学院学生まで、多様な国・地域の外国人留学生や国内学生が生活します。また、初めて日本で暮らす学生の皆さんが、安心して学習・生活を始めるための環境を提供します。学生の皆さんは、自分とは異なる文化的背景を持つ入寮者との共同生活を送るなかで、異文化間コミュニケーション能力や言語運用能力などを身につけ、21 世紀の国際社会で活躍するために必要な経験を積むことができます。

立命館大学 OIC インターナショナルハウスは、入寮者である皆さんの“家（ホーム）”です。他の入寮者は皆さんの生涯の友となる仲間です。入寮者は寮のルールを守り、入寮者同士や近隣住民の皆さんとの多様な交流活動・教育活動に参加し、実り多い寮生活となるよう努めましょう。

ユニット・ 居室番号	
名前	

## 目 次

<b>I. 立命館大学 OIC インターナショナルハウスの概要</b>	
1. 名称	1
2. 住所	1
3. 設置目的	1
4. 管理運営	1
5. 建物概要	1
6. ユニット・居室	1
<b>II. 入寮の手続</b>	
1. 入寮資格	2
2. 入寮期間	2
3. 入寮開始日	2
4. 入寮期間満了日	2
5. 入寮許可の取消	2
6. 入寮申込手続	2
7. 入寮時の手続	2
8. 入寮後の手続	3
9. ユニット・居室の指定	3
<b>III. 退寮の手続</b>	
1. 事前手続	4
2. 事前ユニット・居室点検	4
3. 退寮日の手続き	4
4. 退寮日までにする事	4
5. 退寮処分	5
6. 住所変更に伴う寮外での手続	5
<b>IV. 入寮者が負担する費用と支払方法</b>	
1. 寮費及び諸経費	6
2. 寮費の支払いについて	6
3. 退寮時の寮費および諸経費の精算について	6
<b>V. 通学について</b>	7
<b>VI. 立命館大学 OIC インターナショナルハウス内の施設利用について</b>	
<b>共用スペース・共有備品</b>	
1. メインエントランス	7
2. 多目的室 (1F)	7

3.	ランドリー（1F）	8
4.	物干し場（中庭）	8
5.	中庭・喫煙スペース	8
6.	倉庫の掃除機・ブルーレイプレーヤーの利用	8
7.	インターネット	9
8.	自販機コーナー	9
9.	メールBOX	9
10.	駐輪場・駐車場	9
11.	敷地内の空きスペース	9

### **ユニット・居室**

1.	ユニット（全体）	10
2.	ユニット（居室）	10
3.	ユニット（LDK）	10
4.	ユニット（洗面・シャワー）	11
5.	ユニット（トイレ）	11
6.	施設・設備の検査	11
7.	使用上の注意	11
8.	居室の鍵	11
9.	冷暖房	11
10.	寝具類	12
11.	居室内での電気機器使用について	12
12.	ごみの捨て方	12

### **VII. 注意事項**

1.	火災保険加入について	14
2.	自転車登録について	14
3.	損害賠償	15
4.	集会・行事	15
5.	掲示物	15
6.	訪問者の受け入れ	15
7.	外泊	16
8.	退寮時の私物の撤去	16

## **禁止事項**

1. 目的外使用の禁止	16
2. 勧誘・販売	16
3. 植物の持ち込み、生き物飼育の禁止	16
4. 訪問者の宿泊禁止	16
5. 騒音	16
6. 危険行為	16
7. 防火	17
8. 火気の使用	17
9. 危険物持ち込み禁止	17
10. 喫煙（電子たばこを含む）	17
11. アルコール	17
12. 薬物・ドラッグ	17
13. 敷地内への自動車駐車およびバイク駐輪の禁止	17
14. ユニット・居室の改装の禁止	17
15. 布教・政治活動の禁止	17
16. 風紀・秩序の維持	17
17. 女性専用フロアへの立ち入り制限	17
18. 共用スペースの備品移動	18
19. 法律違反行為の禁止	18

## **緊急時**

1. 火災	18
2. 地震	18
3. 急病・怪我	18
4. 盗難	19
5. 故障の届け出	19

<b>処分</b>	19
-----------	----

## **VIII. レジデントメンター**

1. レジデントメンター	20
2. レジデントメンターの役割	20

## I. 立命館大学 OIC インターナショナルハウスの概要

### 1. 名称

立命館大学 OIC インターナショナルハウス（略称：OIC I ハウス）

### 2. 住所

〒567-0881 大阪府茨木市上中条 1 丁目 9-9、電話/FAX：072-625-0100

※場所を検索する場合は、茨木税務署「茨木市上中条 1-9-21」で検索してください。OIC I ハウスは茨木税務署の北隣りです。

### 3. 設置目的

立命館大学 OIC インターナショナルハウス（以下「OIC I ハウス」）は本学の教育・研究の国際化や、留学生と国内学生の共同生活を通じた、国際交流・多文化交流、また各国から集う入寮者みなさんの多様な学びと地域交流を促進する国際教育寮とすることを目的として設置されました。

### 4. 管理運営

立命館大学のもと、国際部長を責任者とし、OIC 国際教育センターが管理運営事務を行います。OIC I ハウスには管理人室があり、平日および土曜日の日中（8：00～17：00）は有人管理を行います。ただし、日曜日および夜間（17：00～8：00）は、オペレーターによる遠隔管理となります。

### 5. 建物の概要

◆ 宿舎（5 階は女性専用フロア：2018 年 6 月現在）

◆ 鉄筋コンクリート 5 階建て

◆ 共用スペース

多目的室、ランドリー、物干し場（中庭）、中庭・喫煙スペース、自動販売機コーナー、屋外駐輪場

### 6. ユニット・居室

居室：168 室（6 人 1 ユニット／28 ユニット）

：1F（4 ユニット）、2F～5F（各 6 ユニット ※5F 女性専用フロア）

※居室設備：デスク、椅子、照明器具、ワードローブ（ハンガー3本）、ベッド（マットレス付）、カーテン、ごみ箱、3 段ワゴン、冷暖房設備、インターネット（Wi-Fi）

※ユニット内備品：冷蔵庫、食器棚、オーブンレンジ、TV、ダイニングテーブルセット（6 人掛け）、掃除機、ごみ箱、脱衣カゴ、ほうき・ちりとりセット、くつ箱、インターホン  
フライパン・蓋、鍋×2、やかん、調理器具、まな板、ざる・ボウル、水切りかご、ふきん、ゴミ袋、スポンジ、洗剤、掃除用品

## Ⅱ. 入寮の手続

### 1. 入寮資格

OIC I ハウスに入寮できる学生は、立命館大学に在学する者、及び国際部長が適当と認めた者です。これらの者は、所定の手続をもって正式に入寮が許可されます。

### 2. 入寮期間

- (1) 1年間。ただし、1年未満の交換留学等で在留する非正規生は留学期間終了まで。
- (2) 入寮者のサポートを行うレジデントメンター（RM）の入寮期間は原則1年間。ただし、継続任用が認められた場合は、入寮から2年間を上限として更新が可能です。

### 3. 入寮開始日

4月入学者：3月中旬～下旬において、大学の指定する期日もしくは期間

9月入学者：9月上旬～中旬において、大学の指定する期日もしくは期間

### 4. 入寮期間満了日

4月入学者：翌年2月末日

9月入学者：翌年8月末日

### 5. 入寮許可の取消

以下の場合、入寮許可を取り消すことがあります。

- ◆入寮の手続を所定の期日までに完了しない場合
- ◆提出書類に虚偽の内容を記載した事実が判明した場合
- ◆入寮時の初期費用およびその他必要な経費を所定の期日までに納入しない場合

### 6. 入寮申込手続

- (1) 「I ハウス入寮申請書」をOIC国際教育センターに提出してください。
- (2) 入寮が許可されたら「入寮許可証」と「請求書」が発行されます。請求書に記載された初期費用を指定日までに送金（振込）してください。  
※ 初期費用・寮費の支払い詳細については「Ⅳ. 入寮者が負担する費用と支払方法（P.6）」を参照。

### 7. 入寮時の手続

- (1) 「入寮許可証」を持参の上、9：00～16：00 の間に入寮してください
- (2) 事前に送付されている「**入寮誓約書**」に記入、署名したものを管理人に提出してください。
- (3) 入寮時、管理人室にて渡される「**鍵預かり書**」に、その場で記入・押印（サイン可）してください。
- (4) 以下7点を受け取ってください。  
①居室の鍵 ②入寮時点検表 ③物品借用書 ④入寮者プロフィール用紙 ⑤OIC I ハウスガイドブック ⑥自動払込利用申込書 ⑦ネームプレート用紙（個人名入り）  
※「OIC I ハウスガイドブック」の表紙には、自分のユニット・居室番号と名前を記入してください。また入寮後に寮内で実施される入寮オリエンテーションに必ず持参してください。
- (5) 荷物を運び入れる前に、自分で居室の点検および電気機器の作動を確認し、「入寮時点検表」を記入して管理人室に提出してください。居室について気になる部分があれば、その際に管理

人に申し出てください。

※ 「入寮時点検表」は、退寮時のユニット・居室点検や修繕費の請求をする際に参考となる重要な資料です。備品の不足やユニット・居室内の汚れ・傷、機器の故障がある場合は、必ず記入し、荷物を運び入れる前に管理人に申し出てください。

- (6) 入寮者プロフィール用紙は記入の上、入寮から3日以内に管理人室へ提出してください。なお、用紙に貼付する顔写真（縦4cm×横3cm）の裏面には「ユニット・居室番号」及び「氏名」を記入してください。

## 8. 入寮後の手続

### (1) 「ゆうちょ銀行」口座開設

入寮者は、寮費の自動引き落としのため、速やかに以下の手続を行ってください。手続に関する詳細は、入寮後に説明を行います。

- ① 「ゆうちょ銀行」にて銀行口座を開設する、即日発行、もしくは後日通帳が届く
  - ② 入寮時に配付された「自動払込利用申込書」に口座番号を記入し、「口座の通帳コピー（表紙及び見開き1ページ目）」と合わせて、管理人室へ提出する
- なお、寮費の自動引き落とし目的だけでなく、奨学金受取等のために銀行口座が必要な人は、奨学金担当者の指示に従い、必要な手続を行ってください。
- ※銀行口座を開設するには住民登録が必要です。

### (2) 火災保険加入

入寮後、別途案内に従い、クレオヒューマンで加入手続を行い、指定された期日までに「保険証書のコピー」を管理人室へ提出してください。

## 在留手続等の行政手続

在留手続（住民登録）および国民健康保険、国民年金（20歳以上）への加入が必要です。以下の手続を必ず行ってください。

- ① 住民登録：茨木市役所本館1階の「市民課」の3番窓口へ行き、転入届を提出して、在留カードの裏側に日本での住所（OIC Iハウスの住所・居室番号）を記載してもらう。
- ② 国民健康保険加入：①の後で、「保険年金課」の7番窓口で手続を行う。被保険者証は、後日、本人宛に郵送される。
- ③ 国民年金加入：20歳以上の学生は、②の後、8番窓口にて国民年金の加入届けと同時に学生納付特例を申請する（学生証が必要なため、発行前の場合は、申請書をもらい後日郵送で手続を行う）。

## 9. ユニット・居室の指定

- (1) 入寮者のユニット・居室は、OIC国際教育センターが指定します。指定された居室を許可無しに他のユニット・居室に変更することはできません。
- (2) 女性専用フロアにあるユニット・居室への入寮は、宗教上の配慮等が必要な入寮者を優先します。

### Ⅲ. 退寮の手続

入寮期間満了を迎えるにあたり、退寮願の提出が必要です。その後、退寮希望日の10日前にユニット・居室点検（事前点検）を受けた上で、退去日に最終のユニット・居室点検（最終点検）を受けることが必要です。

#### 1. 事前手続

- (1) 入寮期間満了月（4月入学者は翌年2月、9月入学者は翌年8月、1年未満の交換留学等で在留する非正規生は留学期間終了月）に退寮希望日を設定してください。その上で、管理人室で「退寮願」書式を受け取り、退寮希望日の少なくとも1ヶ月前までに「退寮願」を管理人室に提出してください。
- (2) 退寮日は平日に、退寮時間は9:00～16:00の間で設定してください（土曜日・日曜日・祝日および時間外の退寮はできません）。

#### <注意>

- ・退寮日の1ヶ月前までに「退寮願」を提出しなかった場合は、提出日から1ヶ月後を退寮に伴う精算日とし、精算日を基準とした寮費を支払うこととなります。
- ・「退寮願」にある退寮日時を変更する必要がある場合は、遅くとも退寮日の3日前までに申し出てください。なお、変更の届け出日によっては、退寮月の寮費追加（あるいは減額）が発生する場合がありますので、管理人室の指示に従ってください。また、事前の相談なく退寮期限を過ぎた場合は、経過した日数にかかわらず、期限翌日からの寮費を請求します。
- ・敷金の返金は、原則、退寮日から2ヶ月以内に、登録されている「ゆうちょ銀行」の本人名義の口座へ振込みます（振込・送金手数料は入寮者負担。自己都合により、国内口座ではなく、海外の口座への送金を希望する場合も同様です）。なお、退寮と共にすぐ帰国する場合は、退寮願を提出する際、返金方法について管理人室に相談してください。

#### 2. 事前ユニット・居室点検

- (1) 原則本人立ち会いのもとで、管理人による点検を受けます。
- (2) 事前ユニット・居室点検の実施日は、原則、退寮希望日の10日前です。点検時間は、9:00～16:00の間です。
- (3) 事前ユニット・居室点検日時は、管理人室に退寮願を提出する際に決定されます。

#### 3. 退寮日の手続

- (1) 退寮日に、本人立ち会いのもと、管理人によるユニット・居室の最終点検を行いますので、その指示に従ってください。なお、点検の結果、壁紙やカーペットの張替え、備品の修繕などが必要な場合には、敷金より精算、若しくは実費を請求します。
- (2) OIG Iハウスの居室の「鍵」を管理人室に返却してください。

#### 4. 退寮日までにする事

- (1) 退寮時にユニット・居室内に私物を残さないよう準備してください。ごみや不要物は指定の方法どおりに処分してください。特に、大型ごみの処分が必要な場合は、早急に管理人室に申し出てください。
- (2) 引越しに伴い、OIG Iハウスの敷地内に駐車スペースが必要な場合は、あらかじめ管理人室に相談してください。



- (3) 退寮時に空港への乗り合いタクシー等を利用する場合は、自身で手配を行い、予約の完了後、必ず配車日時を管理人室に届け出てください。なお、退寮の際は、本人立ち会いのもと管理人が居室の点検を行いますので、退寮願に記載する「退寮時間」は、必ずタクシーの予約時間の30分以上前としてください。

## 5. 退寮処分

国際部長は、入寮者が以下に該当する行為を行った場合は、入寮許可を無効とし退寮処分とします。

- ◆ 寮費および諸経費を2ヶ月以上滞納した場合
- ◆ 賠償義務を履行しない場合
- ◆ OIC Iハウスに関連する規程、規則および入寮誓約書に違反した場合
- ◆ OIC Iハウスの秩序を乱し、入寮者としての本分に著しく反したとき

## 6. 住所変更に伴う寮外での手続

### (1) 在留手続き・国民健康保険

- ◆ 茨木市内で住所変更する場合：直接市役所へ行く。

- ①新住所地に移ってから14日以内に、市役所の「市民課」に行き、届出をして、在留カードの裏側に新しい住所を記載してもらう。
- ②「保険年金課」へ行き、国民健康保険被保険者証を提示し、新しい住所を伝えて被保険者証を再発行してもらう。

- ◆ 茨木市から茨木市以外へ住所変更する場合：茨木市役所および新しい住所を管轄する役所へ行く。

- ①あらかじめ茨木市役所の「市民課」で転出の手続きをし、「転出証明書」を受け取る。
- ②次に「保険年金課」へ行き、国民健康保険被保険者証を返却して転出予定日を伝える。
- ③新住所地に移ってから14日以内に、市役所もしくは区役所の「住所の届出を管轄する窓口」へ行き、「転出証明書」を提出して、転入の手続きをする。在留カードの裏側に新しい住所を記載してもらう。
- ④次に「保険を管轄する窓口」に行き、新しい市の国民健康保険に加入する手続を行う。

※茨木市役所

〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号：072-622-8121(代)

・開庁時間：8：45～17：15（土日祝及び年末年始を除く）

・交通アクセス：JR 茨木駅・阪急茨木市駅からいずれも徒歩約10分

### (2) 郵便物の転送

- 旧住所（OIC Iハウス）に届く郵便物を新しい住所に転送するために、郵便局の郵便物の転送サービスに申し込みをしてください。
- 最寄りの郵便局に「転居届はがき」を取りに行き、必要事項を記入して、郵便局に提出もしくはポストに投函してください。オンラインでの届出も可能です。（郵便物の転送期間は届出日から1年間）

※退寮後に旧住所（OIC Iハウス）に届いた郵便物は、郵便局に持ち帰っていただきます。

### (3) その他

市役所や郵便局以外にも住所変更を届け出る必要があります。

- ◆ 立命館大学：manaba+R での変更
- ◆ OIG 国際教育センター：住所記載内容を更新した在留カードのコピーを提出（留学生のみ）
- ◆ クレオヒューマン、立命館大学生協：加入者のみ
- ◆ 銀行や携帯電話会社、自転車防犯登録所など

## IV. 入寮者が負担する費用と支払方法

### 1. 寮費及び諸経費

(1) 入寮時に必要な寮費および諸経費

- ①敷金（住居費1ヶ月分）
- ②入寮月および翌月の寮費（住居費、寝具リース代、光熱水費・インターネット代）
- ③入寮費（退去時点検・清掃費として、10,000円）

※敷金は寮に居住するための保証金であり、住居費等の未納がある場合の精算、または入寮者の過失によって発生したユニット・居室の修繕等に充当されます。

(2) 入寮月の寮費請求額は入寮日にに基づき決定されます。

- ◆ 入寮日が月の15日までの場合：住居費、寝具リース代、光熱水費・インターネット代の1ヶ月分
- ◆ 入寮日が月の16日以降の場合：住居費半月分、寝具リース代、光熱水費・インターネット代1ヶ月分

(3) 1ヶ月に必要な寮費

	住居費	寝具リース代	光熱水費・インターネット代	合計
居室(1~5階)	50,000円	2,000円	7,200円	59,200円

※ただし、コイン・ランドリーの利用料金は含まれていません。別途、必要となります。

### 2. 寮費の支払いについて

(1) 入寮時に必要な寮費および諸経費の支払について

- 請求書に記載されている費用を期日までに指定銀行口座に送金してください。  
※送金にかかる銀行手数料は、振込者負担です。
- 寮費および諸経費は日本円で納入してください。ドルでしか納入できない場合は、送金先銀行への着金日の為替レートで換算した日本円額を納入金額とします。差額については、入寮後に精算します。

(2) 入寮後に発生する寮費（住居費、寝具リース代、光熱水費・インターネット代）の支払について

- 入寮者の寮費支払はゆうちょ銀行口座からの自動引き落としとなります。速やかにゆうちょ口座の開設および必要な申請手続きを行ってください。
- 毎月26日（土日祝日の場合は翌営業日）に翌月分の費用を引き落とします。なお、引落手数料は入寮者負担となります。
- 1回目で引き落としができなかった場合、入寮者自身で振込をしてください。なお、その際の振込手数料も入寮者の負担となります。
- 2ヶ月以上寮費の滞納が続く場合、退寮処分になりますので注意してください。
- 休暇等で長期間にわたって居室を空ける場合、不在中でも寮費の支払ができるように十分な金額を銀行口座に残すようにしてください。

- 現金での支払いは認めません。

### 3. 退寮時の寮費および諸経費の精算について

(1) 寮費（住居費、寝具リース代、光熱水費・インターネット代）の終了日の確定

提出された「退寮願」に基づき寮費終了日・退寮月の請求額を決定します。

- ◆ 寮費終了日が月の15日までの場合：住居費半月分、寝具リース代、光熱水費・インターネット代1ヶ月分
- ◆ 寮費終了日が月の16日以降の場合：住居費、寝具リース代、光熱水費・インターネット代の1ヶ月分

(2) ユニット・居室修繕費用について

退寮に際して行われる事前のユニット・居室点検の結果、ドアの破損や壁に穴が開いている場合や、飲料などをこぼして清掃せずにカーペットに染みが付いた場合、備品の破損等、入寮者の責任に帰すような場合（故意・過失）については、ユニット・居室の修繕費を入寮者に請求します。日常生活を送る上で起きた汚れや傷について、入寮者がユニット・居室の修繕費用を負担する必要はありません。

(3) 敷金の精算について

入寮者の故意・過失によって発生したユニット・居室の修繕費用や未払いの寮費がある場合は、敷金より精算し、返金をします。ただし、敷金では不足が発生する場合は、別途請求します。

## V. 通学について

自転車を利用する場合、安全運転を心がけ、車や歩行者に十分に注意すると共に、日本の交通ルールを守ってください。

## VI. 立命館大学 OIC インターナショナルハウス内の施設利用について

電気、給排水、給湯、冷暖房、その他施設・設備が故障した場合は、「不具合報告書」に記入の上、速やかに管理人室に届け出てください。

### 共用スペース・共有備品

#### 1. メインエントランス

風除室内自動ドア：24時間オートロック

- 入寮者は、集合玄関機にノンタッチキーをかざして開錠し、入館できます。早朝・夜間の出入りは特に静かにするよう注意してください。
- 鍵を紛失した場合は、すぐに管理人室へ「ルームキー紛失届け」を提出してください。鍵の再発行料（25,000円＋消費税）は入寮者本人の負担となります。
- メインエントランス以外の場所からの出入りは禁止です。

#### 2. 多目的室（1F）

利用可能時間： 9：00～21：00

- 利用希望者は、事前に管理人室にて「多目的室予約台帳」を記入の上、当日の17：00までに鍵を受け取ってください。

- 使用にあたっては、以下のことを必ず守ってください（予約は2週間前から可能）。
  - ◆ 飲酒禁止（飲食可）
  - ◆ 他の入寮者の迷惑になるようなことは慎むこと
  - ◆ 火災・やけど等を防ぐため十分注意すること
    - ※IHヒーター・電子レンジ等の器具を使用中にキッチンから離れない。また、使用後は消し忘れがないか確認する。
  - ◆ 調理中に出たごみは自分で分別し、各自のユニット内ごみ箱に捨てること
  - ◆ 使用後は、清掃を行い、速やかに通常の形に戻すこと
  - ◆ 利用を終えたら、電気・エアコンを消した上で施錠を行い、管理人室に鍵を返却すること
  - ◆ 卓球用具は管理人室で台帳記入の上、貸し出し可能

### 3. ランドリー（1F）

使用時間： 6：00～24：00 ※コイン・ランドリーです（100円玉のみ使用可）。

- 左手の区切られたエリアの3台は、女性専用ランドリーです。
- 洗濯機および乾燥機に衣服を入れたまま放置しないでください。
- 洗剤等は各自の居室で保管してください。

### 4. 物干し場（中庭）

使用時間：24時間利用可能

- 使用にあたっては、以下のことを必ず守ってください。
  - ◆ 衣服を干しっぱなしにしないこと
  - ◆ 居室（ワードローブ）内のハンガー（3本）は屋内用となるため、屋外で使用しないこと
  - ◆ ハンガー等は各自で購入し、居室で保管すること
  - ◆ 洗濯物は、洗濯ばさみ等を使い、しっかり止めること。また強風時には干さないこと
  - ◆ 物干し場スペースとしての利用を最優先とすること
  - ◆ 飲食・飲酒・喫煙および火気の使用は禁止
  - ◆ 騒音等により他の入寮者及び近隣住民の方々の迷惑にならないよう十分注意すること
  - ◆ 訪問者は、その訪問者を迎え入れた入寮者が同伴している場合のみ利用可能

### 5. 中庭・喫煙スペース

利用時間： 9：00～21：00

- 使用にあたっては、以下のことを必ず守ってください。
  - ◆ 飲酒および調理禁止（飲食可）
  - ◆ 火気の使用や喫煙（喫煙スペースを除く）は禁止
  - ◆ 喫煙スペースを利用する場合は、他の入寮者の迷惑にならないように注意すること
  - ◆ 喫煙スペースを使用後は、火災・やけど等を防ぐため確実に煙草の火を消すこと
  - ◆ 喫煙スペース以外での電子たばこの使用は禁止
  - ◆ 水たばこは喫煙スペースであっても使用は禁止
  - ◆ 施設を破損する恐れがあるため、球戯等は禁止
  - ◆ 近隣住民の迷惑になるようなことは慎むこと
  - ◆ 複数の個人やグループが利用する場合、お互いの迷惑にならないように配慮すること
  - ◆ 訪問者は、その訪問者を迎えた入寮者本人が同伴している場合のみ利用可能

- ◆ 私物やごみを放置しないこと

## 6. 倉庫の掃除機・ブルーレイプレーヤーの利用

利用時間： 9：00～21：00（掃除機のみ）ブルーレイプレーヤーは24時間利用可能

- 原則、自分のユニットに設置されている掃除機を使用してください。
- 倉庫の掃除機および管理人室保管のブルーレイプレーヤーを貸出および返却の際は、「備品貸出台帳」に必要事項を記入してください。
- 利用後は速やかに返却してください。また、不具合や故障があった場合は、管理人室へ報告してください。

## 7. インターネット

Wi-fi 接続のみ利用できます。※IDとパスワードは入寮後、居室にて確認してください。

## 8. 自動販売機コーナー

1階に設置してあります。

## 9. メールBOX

### (1) 普通郵便

3桁の暗証番号をダイヤルすることで開きます。普通郵便物が配達されます。暗証番号は、入寮後、居室にて確認してください。

### (2) 書留郵便・宅配便

- ユニット単位で呼び出されますので、誰宛の郵便または荷物なのかを確認し、エントランスにて本人が直接受取ってください。
- 配達時間帯を指定している場合、必ずその時間帯は居室にいてください。
- 不在の場合はメールBOXに不在連絡票が投函されるので、入寮者本人が郵便局・宅配会社に連絡し、再配達を依頼してください。

## 10. 駐輪場・駐車場の利用

### (1) 駐輪場

利用にあたっては以下のことを必ず守ってください。また「Ⅶ. 注意事項 2. 自転車登録について (P.13)」を熟読してください。

- ◆ 自転車については、管理人室で登録をした上で、必ず所定の駐輪場（登録番号通りの場所）に駐輪し、鍵をかけること
- ◆ OIC Iハウスの建物内への持ちこみは不可。また登録・駐輪できる自転車は1人あたり1台のみ
- ◆ 敷地内へのバイクの駐輪は不可
- ◆ 訪問者が自転車で来る場合は、他の入寮者や近隣住民の方々の迷惑にならないよう安全運転を心がけるよう伝えること。また寮敷地内の定められた場所に駐輪し、寮敷地以外には絶対に駐輪しないよう注意を促すこと

※訪問者による駐輪場の利用は、入寮者を訪問している間のみ可能であり、それ以外の時間に駐輪されている自転車は、施錠もしくは撤去します。

### (2) 駐車場

入寮者・訪問者が利用できる駐車場はありません。

※引越しのため、敷地内へのトラック駐車が必要な場合については、あらかじめ管理人室に相談してください。

## 11. 敷地内の空きスペース

駐車場等の敷地内の空きスペースにおいては、球技を含む危険行為や、私物・ごみの放置等の迷惑行為は禁止とします。

敷地内での事故・盗難については、大学として一切責任を負うものではありません。

## ユニット・居室

### 1. ユニット（全体）

使用時間：24 時間利用可能。

- 使用にあたっては、以下のことを必ず守ってください。
  - ◆ 自分のユニット内のLDK、洗面、シャワー、トイレを使用すること
  - ◆ 他の入寮者の迷惑にならないように十分注意して使用すること。特に深夜早朝に利用する際は、静かに利用すること
  - ◆ 利用を終えたら、電気・冷暖房を消すこと
  - ◆ 掃除当番は必ず守ること
  - ◆ ゴミ箱（居室内を除く）には、必ず指定のゴミ袋をセットの上、使用すること
- ユニット内は、土足厳禁です。ユニット入口で靴を脱ぎ靴箱に入れてください。靴箱は、1人1足分使用可能です。それ以外の靴は、各自の居室（ワードローブ内）で保管してください。
- ユニット入口・居室の入口・廊下・窓の外のスペースは、緊急時の避難経路になるため、私物やごみ等を置かず・常に清潔に保ってください。  
※廊下を含む共用スペースに私物を残置した場合、管理人の判断で移動又は廃棄する場合があります。

### 2. ユニット（居室）

- 衣類を部屋干しする場合は、窓上部に設置されたフックに各自ポール・ロープ等（約 110cm 程度）を購入の上、十分に脱水した上で干してください（ワードローブ内のハンガーパイプに干さないでください）。
- ワードローブのハンガーパイプには衣服を下げるだけの強度しかないため、重いものは下げないでください。
- 生き物を飼ったり、植物を育てたりしてはいけません。
- 居室内のゴミ箱は各自でゴミ袋を購入の上、セットして使用してください。
- 定期的に居室の清掃をしてください。

### 3. ユニット（LDK）

- 使用後は必ず掃除・後片付けをしてください。
- 調理中に出たごみは自分で分別し、決められたゴミ箱に捨ててください。
- 油を使用した場合は、配水管が詰まる原因となりますので、そのまま排水溝へ流さないでください。必ず油専用の凝固剤を使用するか、紙に吸い取らせた上で、普通ごみに捨ててください。
- 個人で所有する調理器具や食器、食材・調味料は各自で保管してください。
- 調理器具はIH専用の器具しか使用できません。

- 火災・やけど等を防ぐため十分注意してください。  
※IHヒーター・電子レンジ等の器具を使用中にキッチンから離れない。また使用後は消し忘れがないか確認する。
- 訪問者は、その訪問者を迎えた入寮者本人が同伴している場合のみ利用可能です。
- 9：00 以前および 21：00 以降の騒音は慎んでください。

#### 4. ユニット（洗面、シャワー）

- 節水を心がけましょう。
- シャンプーなどは各自の居室で保管してください。
- 染髪および散髪は禁止します。
- 落下による洗面台の破損を防ぐため、鏡の前に重い物や鋭利な物を置かないでください。
- 洗面所・脱衣スペース・廊下を濡らした場合は、きちんと拭いてください。
- 訪問者によるシャワーの利用はできません。
- バスマット（洗面、脱衣所）は、定期的に清掃（シャワー・洗面）担当が洗濯してください。

#### 5. ユニット（トイレ）

- トイレ内を綺麗に保ち、汚したら拭き掃除をしてください。
- トイレトペーパー以外のものを流さないでください。
- ゴミは、ゴミ箱やサニタリーボックスに捨ててください。
- トイレトペーパーは、ユニット内で当番を決めて購入してください（入寮時を除く）。

#### 6. 施設・設備の検査

備品の点検などのため、事前に入寮者などの承諾を得て、職員または管理人がユニット・居室に入ることがあります。また、火災など非常時の場合は、本人の承諾なしにユニット・居室に立ち入ることがあります。

#### 7. 使用上の注意

- 使用にあたっては以下のことを守ってください。
  - ◆ ユニット・居室に備え付けられている備品については大切に扱い、自分で工作、模様替えや家具の移動をしたり、勝手に持ち出したりしないこと
  - ◆ 原則、備え付け以外の家具は持ち込まないこと
  - ◆ 現金及び貴重品の管理については各自が責任をもつこと
  - ◆ 短時間でも居室を離れる際には、ドアに鍵をかけること
  - ◆ レジデントメンターを中心に週単位で①キッチン、②シャワー・洗面、③トイレ、④リビングダイニング、⑤ゴミ出し当番を決め、ユニットの清掃をすること
  - ◆ 窓から出入りしないこと

#### 8. 居室の鍵

- 居住期間中は、責任を持って鍵の管理をしてください。
- 勝手に鍵を複製したり他人に貸したりしないでください。
- 紛失した場合には、速やかに管理人室に申し出て「ルームキー紛失届」を提出してください。
- 退寮する際には、鍵を管理人室に返却してください。

※鍵を紛失した場合は、入寮者自身が個室ドアの鍵の取替工事費の実費（25,000 円＋消費税）を負担することになります。

## 9. 冷暖房

- 利用を終えたら、電気・冷暖房を消してください。
- 節電を心がけましょう（ユニット単位で使用状況を管理しています）。

## 10. 寝具類

- リネン（掛け布団カバー、シーツ、枕カバー）は月 2 回交換します。交換日は掲示板を確認してください。
- 交換日当日の朝 8 : 00~10 : 00 までの間に【掛け布団カバー・シーツ・枕カバー】の 3 点をエントランスの回収 BOX に入れてください。  
※必ず 3 点セットで出してください。
- 交換日当日の 16 : 00 以降にエントランスに新しい【掛け布団カバー・シーツ・枕カバー】が用意されていますので、各自で 3 点セットを受け取り使用してください。
- 寝具を利用する際は、布団・枕に必ずシーツ・カバー・枕カバーを適切に使用してください。使用中にレンタル寝具類を汚した場合、別途、汚損代を請求します。
- 原則、1 ハウスが用意した寝具を利用してください。個人の寝具を持ち込んだ場合も、定められた寝具代の支払いが必要となります。また退寮時には、持ち込んだ寝具は適切に処分してください。
- 使用していないレンタル寝具の貸し借りや、布団・マットレスのような大きな寝具の持ち込みは禁止します。

※レンタル寝具類：掛布団、掛けカバー、ベッドパット、シーツ、枕、ピローケース、毛布（季節毎）、タオルケット（季節毎）

## 11. 居室内での電気機器使用について

居室内では、複数の電気機器（電気ポット、ドライヤーなど）を同時に使用しないでください。ブレーカーが落ちることがあります。また常に節電を心掛けてください。

## 12. ごみの捨て方

- (1) 茨木市のごみ分別・捨て方のルールに従ってください。
- (2) ①②のごみ：ユニット内の掃除分担表にもとづき、倉庫にある指定のごみ袋（透明）を使って、入寮者各自が分別方法の指示に従ってユニット内ゴミ箱に分別し、（透明）指定日の指定時間以外のごみ置き場に捨てます。居室内のごみも同様に各自で分別の上、指定日にごみを捨ててください。
- (3) ③④のごみ：各自が指定日の指定時間に外のごみ置き場に捨てます。

### 【茨木市のごみ分別・捨て方のルール】

#### ① 普通ごみ 週 2 回 《透明袋》

生ごみ、紙ごみ、ゴム・革製品、繊維類、木質ごみ、陶磁器、小型プラスチック製品容器・包装、小型の金属類刃物類、スプレー缶・携帯カセットコンロボンベ、使い捨てライター、筒型乾電池、発砲スチロール など

※建物外のごみ置き場で収集します（必ず施錠してください）。

※中身が見える透明袋で出さないと回収されません。

※生ごみは十分に水切りをしてください。

※刃物や割れた陶磁器などは、厚紙等で全体を包み「危険」の表示をつけてください。



※スプレー缶・携帯カセットコンロボンベ、使い捨てライターは、十分に使いきって穴を開ける、またはガスを抜いてから捨ててください。

※ボタン電池や小型充電式電池は店頭回収箱へ持って行って捨ててください。

② 缶・びん（化粧品びんを含む）・ペットボトル 月2回 《透明袋》

飲食用の缶類、飲食用のびん及び化粧品びん、ペットボトル

※建物外の指定された場所で収集します。（必ず施錠してください）。

※中身が見える透明袋で出さないと回収されません。

※缶・ビン・ペットボトルを種類ごとに分けて出してください。

※汚れているものは洗ってください。

※ペットボトルのキャップやラベルは外してください。

③ 古紙類・古布類（新聞・雑誌・段ボール・古布・古着など） 月1回

※居室内やユニット内に放置せず、各自で処理してください。

※新聞（折込チラシ含む）、雑誌（各種紙箱含む）、段ボールはそれぞれ別に紐で結束して出してください。

※古布・古着は、透明袋に入れて出してください。

※牛乳パックなどの紙パックは、洗って開き、乾かしてから、市内にある市公共施設の古紙回収箱へ捨ててください。

④ 粗大ごみ 各月1回

小型： 大きさが30cm以上、1m未満のごみ、ガラス類及び飲食用、化粧瓶以外のびん

大型： 大きさが1m以上のごみ（ただし一辺のいずれかは1m未満）

※粗大ごみを出す場合は、管理人室に申し出てください。

※段ボール箱・紙袋に入れて出さないでください。

※1回につき2～3点までです。

※一度に大量に出す場合は、臨時ごみ収集（有料）申込が必要です。有料収集は個人負担となります。

## Ⅶ. 注意事項

### 1. 火災保険加入について

OIG Iハウスの入寮者は、火災保険に加入する必要があります。入寮後、クレオヒューマンで加入手続きを行い、指定された期日までに「保険証書のコピー」を管理人室に提出してください。

### 2. 自転車登録について

自転車を所有し運転するには、自転車の防犯登録および賠償責任保険への加入が必要です。

自転車を駐輪（所有）する場合は、以下の通り登録してください。

※登録・駐輪できる自転車は1人あたり1台のみです。

#### (1) 賠償責任保険への加入義務

- 大阪府では賠償責任保険加入が義務化されています。
- 入寮時オリエンテーションで手続きを行う火災保険に加入（クレオヒューマン）すると自動的に賠償責任保険にも加入することになり、別途の入手続きが不要となります。

◎クレオヒューマン：（学生総合保障制度）

※火災保険にすでに加入している場合は、加入は必要ありません。加入している火災保険証書のコピーを提出してください。

※火災保険は、単年度のため、入寮期間中は毎年更新が必要です。

※クレオヒューマン以外（立命館大学生協等）で火災保険に加入する場合、被害者に対して責任ある対応を取る為に、保障限度額が1億円以上の賠償責任保険への加入を義務づけます。保険の加入期間は標準修業年度までが必要です。

#### (2) 自転車防犯登録

- 防犯登録は、法律で購入者の義務となっています。
- 防犯登録をすれば、盗難などの被害にあった時に、早く見つかる可能性が高くなります。
- 有効期限は10年間（大阪府の場合）です。

\*他の人から個人的に譲り受けた自転車は、あなた自身の名義で登録が必要です。生協でも防犯登録は可能です。なお登録する際には、以下の書類などが必要です。

①前の持ち主の書いた譲渡証明か、前の持ち主が防犯登録していればその登録証明書（防犯登録カード）。もしくは、売買のやり取りを確認できるメールの写し等。

②身分が証明できるもの（学生証など）

③登録手数料（¥600）※2018年2月現在

④自転車本体

#### (3) 寮での自転車登録の流れ

- ①自転車の防犯登録および賠償責任保険への加入を完了する。
- ②学生証・防犯登録カードの写し・保険証書の写しを持って管理人室窓口いき、「自転車登録申請書」に必要事項を記入する。
- ③自転車整備チェックを受ける（前照灯・鍵・防犯登録）。
- ④登録番号が記入された自転車登録ステッカーを受領し、自転車の後輪泥除け部分に貼付す

る。登録番号通りの場所に駐輪する。

#### (4) 注意事項

- 必ず自転車防犯登録をし、防犯登録カードを大切に保管してください。なお防犯登録をしないまま、友人から譲り受けた自転車に乗っていて警察に職務質問された場合、他人の自転車に乗っているとみなされトラブルになることがあります。
- 大学構内に駐輪する際は、別途、大学への届出が必要です。新入留学生オリエンテーション等における指示にもとづいて、必ず手続きをしてください。
- 登録のないまま駐輪されている自転車は、施錠もしくは撤去します。自転車を購入後、1週間以内に管理人室への届出を完了してください。
- 退寮時には、管理人室に届け出た上で、必ず自転車に貼られた自転車登録ステッカーを除去してください。なお、何らかの理由で在寮中に自転車を手離す場合も、同様に管理人室に届け出た上で、必ずステッカーを除去してください。
- 自転車を処分したい場合は、月1回の市の粗大ゴミ（大型）回収の日に「ごみ」と貼紙をした上で各自処分を行ってください。電動アシスト付き自転車のバッテリーは、リサイクル協力店へ連絡してください。また必ず防犯登録の抹消手続きを行ってください。自転車を友人に譲り渡す場合は、譲渡に伴う防犯登録の変更届出等を適切に行ってください。

### 3. 損害賠償

ユニット・居室内及び共用スペースの備品に損害を与えた場合、又は鍵等を紛失した場合には、管理人室に届け出る義務があり、また実費にて原状回復をする必要があります。

### 4. 集会・行事

- OIC Iハウス内の共用の場で、何らかの集会や行事を行う時は、レジデントメンター（RM）に相談し、「企画書」を開催日の7日前まで（土日祝を含まず）に管理人室に提出して許可を得てください。また、企画実施後は「企画報告書」を提出してください。
- 夜間に及ぶ集会・行事は21：00までに終了してください。
- ごみは各自責任をもって処理し、使用後は必ず原状復帰する必要があります。

### 5. 掲示物

- メインエントランス、各ユニット内の掲示板は定期的に確認してください。ユニット内の掲示は掲示版のみに行ってください。
- OIC Iハウス内で掲示をする時は、OIC 国際教育センターに掲示物を持参の上、許可を得た上で掲示してください。（許可を受けた掲示物にはOIC 国際教育センターの印が押されます。）

### 6. 訪問者の受け入れ

※訪問者の入館可能時間： 11：00～20：00

- 訪問者は、訪問者を迎える入寮者が立ち会った上で管理人室にある「寮生訪問者記録簿」に記帳をしなければなりません。入寮者が確認サインを行ったのち、入館が可能となります。たとえ数分間の入館であっても、必ず届出が必要です。また退館時にも記帳が必要です。
- 入寮者は、自分の訪問者がOIC Iハウスのルールを守るよう責任を持ってください。訪問者が問題を起こした場合は、入寮者も連帯責任を負いますので注意してください。
- 管理人室が不在となる 17：00以降に退館する場合は、別の入寮者の立ち会いと確認サインが必要です。

- 訪問者が必要な入館手続きを怠ったり、時間外に訪問者を入館させたりした場合、受け入れた入寮者は処分の対象となります。
- 訪問者があることを必ずユニットの他の入寮者にも事前に伝えた上で、迷惑になるようなことは慎んでください。
- セキュリティ上、自分自身の訪問者ではない寮外者を館内に入館させてはいけません。エントランスのオートロックドアを開ける際には、寮外者を招き入れることのないよう注意してください。

## 7. 外泊

1泊でも OIC I ハウスを離れる場合は、遅くとも外泊日当日の朝（ただし、外泊日が日曜・祝日で管理人不在の場合は、直近の管理人勤務時間内）までに、「外泊届」を管理人室に提出してください。災害等発生時の皆さんの安全確認、危機管理の観点から、ご協力を強くお願いします。

※これとは別に、留学生が在学中に一時出国する場合は、あらかじめ OIC 国際教育センター窓口にて「一時出国届」を提出する必要があります。

## 8. 退寮時の私物の撤去

退寮時は、個人で持ち込んだ荷物を全て持ち出してください。居室だけでなく、ユニット内、駐輪場も含みます。万が一残っている荷物があつた場合はすべて処分します。なお、その際、処分にかかる費用は入寮者本人の負担となりますので、請求書を送付します。

## 禁止事項

※以下の禁止事項に違反した場合、その入寮者は処分を受けることがあります。

### 1. 目的外使用の禁止

OIC I ハウスの居室を居室以外の目的で使用することはできません。

### 2. 勧誘・販売

OIC I ハウス敷地内では、いかなる勧誘・販売もすることはできません。

### 3. 植物の持ち込み、生き物飼育の禁止

OIC I ハウス敷地内では、植物を持ち込むこと、生き物全般を飼うことはできません。

### 4. 訪問者の宿泊禁止

入寮者は訪問者（両親、保護者、兄弟、友人を含む）を自分のユニット・居室に宿泊させることはできません。訪問者を館内に宿泊させた場合、入寮者は処分の対象となります。

### 5. 騒音

居室内で音楽を楽しむ時や、OIC I ハウスで開催される行事に参加する学生は、自分たちの行動が他の入寮者の迷惑にならないよう十分注意してください。他の入寮者及び近隣住民の方々に騒音の被害を与えた場合は、その行為を即刻禁止します。

### 6. 危険行為

本人及び他人に危害を及ぼすような行為または危険だと見なされるような行為を行わないでください。

## 7. 防火

- OIG Iハウス内におけるIHコンロ及び電化製品の取り扱いには十分注意してください。また、テーブルタップなどを使用してひとつのコンセントに複数の電気機器を接続すること(タコ足配線)も禁止します。
- 各階のフロアに消火器が設置してありますので、あらかじめこれらの取り扱い方を確認しておいてください。

## 8. 火気の使用

OIG Iハウス内で暖房用の石油ストーブなど火気の持ち込みは禁止します。カセットコンロや、ろうそく、線香、お香などを使用することは禁止されています。

## 9. 危険物持ち込みの禁止

武器や、武器とみなされるような物、および爆発性・発火性を有する危険物(花火を含む)をOIG Iハウスに持ち込むことはできません。またOIG Iハウスの建物・設備・備品類(排水管等を含む)を腐食・損傷させる恐れのある液体や薬品などについても持ち込むことはできません。

## 10. 喫煙(電子たばこを含む)

中庭に設けられた指定の喫煙スペースのみ喫煙可です。指定場所以外で喫煙をした場合、その入寮者は処分を受けることがあります。なお20歳未満の喫煙は、日本の法律で禁止されています。また、水たばこは、喫煙スペースであっても使用禁止です。

## 11. アルコール

20歳未満の飲酒は、日本の法律で禁止されています。また、居室およびユニット内LDK以外での飲酒を禁止します。

## 12. 薬物・ドラッグ

大麻・麻薬・麻酔薬及びこれらに類するような薬の所持や服用、栽培、売買などの行為は、法律で禁止されています。最低でも懲役5年の罰則が定められています。これらの行為が発覚した場合は、退学処分となります。

## 13. 敷地内への自動車駐車およびバイク駐輪の禁止

OIG Iハウスの敷地内に自動車を駐車することおよびバイクを駐輪することを禁止します。

## 14. ユニット・居室の改装の禁止

ユニット・居室は入寮時の状態を維持し、改装しないでください。

## 15. 布教・政治活動の禁止

寮内における勧誘・布教活動および政治活動は禁止します。

## 16. 風紀・秩序の維持

暴力組織への加入や関係者のOIG Iハウスへの出入りを禁じます。

## 17. 女性専用フロアへの立ち入り制限

入寮者・訪問者を問わず、女性専用フロアへ男性が立ち入ることを禁止します。

## 18. 共用スペースの備品移動

共用スペースにあるイスやソファ等を無断で移動しないでください。また共用スペースに備えられた共有備品等を許可なく居室に持ち込むことは禁止します。

## 19. 法律違反行為の禁止

上記に述べた 20 歳未満の飲酒や喫煙等の他、日本の法律、茨木市の条例および地域のルールで禁止されているいかなる行為も禁止します。なお、外国人留学生在が法律による処罰を受けた場合は、国外退去となります。

## 緊急時の対応

### 1. 火災

- OIC I ハウス内で火災が発生した場合は、服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く屋外に避難すること
  - 避難する時は、姿勢を低くしてハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにすること
  - エレベーターは絶対に使わないこと
  - 煙や火の進入を防ぐため、避難する際は居室のドア、ユニットのドア（防火扉）を閉めること
  - いったん避難したら、許可が出るまで建物の中に戻らないこと
  - 屋外に出たら管理人やレジデントメンター（RM）の指示に従うこと
- ※毎年避難訓練を行いますので、入寮者は必ず参加してください。

### 2. 地震

- 地震が発生したら、揺れが収まるまでは、机の下などに身を隠して、落下物から頭を保護すること
  - IHヒーターを利用している場合は、すぐに消すこと
  - 揺れが収まったら、居室のドアを開けたままにして避難すること
  - エレベーターは絶対に使わないこと
  - 屋外に出たら管理人やレジデントメンター（RM）の指示に従うこと
- ※毎年避難訓練を行いますので、入寮者は必ず参加してください。

### 3. 急病・怪我

- 病気や怪我をした場合、または心理的な相談があるときは、キャンパス内にある保健センターやカウンセリングルームに相談してください。
- 市販薬・処方薬を問わず、使用・服用方法や使用上の注意をよく読んで理解し、不明点がある場合は、あらかじめ保健センター等に相談してください。
- 調理中の軽い切り傷等に備え、消毒薬や絆創膏等は各自で準備しておいてください。

#### <保健センター・カウンセリングルーム業務時間外の場合>

緊急時には、近隣の医療機関へ管理人やレジデントメンター（RM）が誘導します。急を要する病気や怪我をした場合には、管理人やレジデントメンター（RM）に救急車を呼んでもらい、救急病院で治療を受けてください。

※治療代・交通費は自己負担です。

#### 4. 盗難

OIC Iハウス内の盗難について、大学として責任を負うものではありません。但し、盗難があった場合は、速やかに管理人室に報告してください。

#### 5. 故障の届け出

ユニット・居室内の電気、給排水、給湯、冷暖房、その他施設・設備が故障した場合は、速やかに「不具合報告書」を管理人室に届け出てください。

#### 処分

- OIC Iハウス禁止事項に記されている内容や規程に違反した場合、寮の秩序を乱し入寮者としての本分に著しく反する行為を行った場合は、処分を受けることになります。違反の内容により処分は異なります。
  - 1度目の違反：警告
  - 2度目の違反：退寮
- 悪質な場合（例：指定場所以外での喫煙等）は、上記に限らず即刻退寮を検討します。

※寮に居住しているかどうかにかかわらず、立命館大学の学生が社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）、重大な交通法規違反行為、ハラスメント行為、情報倫理に反する行為、学問的倫理に反する行為、学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為、試験等の不正行為、その他学生の本文に反する行為を行った場合は、立命館大学学生懲戒規程に基づき処分されます。

## **VIII. レジデントメンター**

### **1. レジデントメンター**

レジデントメンター（RM）は、入寮者が安心して快適な寮生活を送ることができるよう生活面のサポートを行うことを目的として大学に任命された学生です。またRMは、配置された各ユニットの衛生管理、生活指導、風紀指導などの役割を担っています。入寮者は積極的に各ユニットのRMに協力し、OIC Iハウスの生活環境をより良くする努力が求められます。OIC Iハウスで生活していて不安に思うこと、悩み等がある場合は、いつでもRMに相談してください。

### **2. レジデントメンターの役割**

#### **<主なRMの仕事>**

- ・ 日常的に入寮者の相談を受けつけ、より良い方向へ導くこと
- ・ 生活上のルールをアドバイスすること（ごみの出し方、バスの乗り方、買い物の仕方・方法など）
- ・ 業務記録をつけること（苦情、相談、緊急事例など）
- ・ RMミーティング等の会議に出席すること
- ・ ユニットのリーダーとして統括をすること
- ・ RMフロアミーティングの企画・運営を行うこと
- ・ 各種イベントの企画・運営を行うこと

#### **<イベント企画について>**

OIC Iハウスでは、入寮者が寮内で独自にイベントを企画・実施することを奨励しています。具体的な企画がある場合には、以下の点を整理したうえでレジデントメンターに相談してください。

- ・ 目的
- ・ 実施日時
- ・ 場所
- ・ 具体的内容
- ・ 対象
- ・ 準備に必要なもの

以 上



○立命館大学OICインターナショナルハウス管理運営に関する規程（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、立命館大学学則第70条の2にもとづきOICインターナショナルハウス（以下「本ハウス」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（施設）

第2条 本ハウスに、国際寮を置く。

（管理）

第3条 本ハウスの運営および管理の責任者は国際部長とし、日常の運営および管理の責任者はOIC国際課長とする。

（運営委員会）

第4条 本ハウスの運営に関する次の事項を審議するため、OICインターナショナルハウス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 施設設備の運用に関する事項
- (2) 入退居に関する事項
- (3) その他本ハウスに関する事項

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 国際部長
- (2) OIC国際教育センター長
- (3) 財務部長
- (4) 学生部長
- (5) 学生部次長
- (6) OICキャンパス事務局長
- (7) 国際部事務部長
- (8) 国際部次長
- (9) OIC国際課課長
- (10) その他国際部長が指名する者

3 第1項に掲げる事項は、委員会の議を経て国際部長が決定する。

（施設の目的）

第5条 国際寮は、外国人の学生等が日本人学生とともに共同生活を行うことによって、学生生活の充実と人格の陶冶を図ることを目的とする。

（国際寮の入寮者）

第6条 国際寮に入寮する者（以下「入寮者」という。）は、一般入寮者および一般入寮者の支援

ならびに管理業務の補助を行うレジデントメンター（以下「RM」という。）の2区分とする。

（入寮の資格および短期宿泊の利用者）

第7条 一般入寮者として入寮の資格を有する者は、次の各号の者とする。

- (1) 外国人留学生
- (2) 外国籍の特別聴講学生
- (3) 外国籍の科目等履修生
- (4) 特別研究学生
- (5) 第1号に定める者以外の正規課程の学生

2 前項にかかわらず、国際部長が入寮の申込を認めた者については、一般入寮者としての入寮申込の資格を有するものとする。

3 RMとして入寮の資格を有する者は、正規課程の学生とする。

（RMの条件）

第8条 RMは、入寮期間中（夏期休暇、冬期休暇および春期休暇中を含む。）、第20条に定めるRMの義務を履行することができる者を条件とする。

（募集）

第9条 入寮者の募集は、書面、電子メール、ホームページへの掲載をもって行う。

（入寮申込）

第10条 入寮を希望する者は、所定の入寮願を国際部長に提出しなければならない。

（入寮者の選考）

第11条 入寮者を許可する者は、第7条第1項に定める資格を有する者の中から国際部長が選考のうえ決定する。

3 RMの選考は、次の基準により行い、国際部長が決定する。

- (1) 日本語および英語両言語において、高いコミュニケーション能力を有する者
- (2) 学業とRMの活動を両立させる意欲と時間的余裕を有する者

（入寮許可の取消）

第12条 国際部長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合、入寮の許可を取消することがある。

- (1) 別に定める入寮の手続きを、所定の期日までに完了しないとき
- (2) 別に定める費用を、所定の期日までに納入しないとき
- (3) 第14条に定める期間に入寮しないとき
- (4) その他入寮が国際寮の管理運営上、著しい支障を与えると認められるとき

（入寮の期間）

第13条 入寮期間は、1年間とする。

- 2 RMの入寮期間は1年間とし、RMとして再任された場合は入寮期間を延長する。
- 3 前2項に関わらず、国際部長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(入寮の日)

第14条 入寮を許可された者は、大学が指定した期間に入寮しなければならない。ただし、国際部長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(費用)

第15条 入寮者は、別表1に定める敷金、入居費、住居費、寝具代、水光熱費およびインターネット利用料金を納付しなければならない。

- 2 入寮開始月の住居費は、入寮を開始する日が月の1日から15日までの場合は月額全部とし、16日から月末までの場合は月額の2分の1とする。
- 3 退寮完了月の住居費は、退寮を完了する日が月の1日から15日までの場合は月額の2分の1とし、16日から月末までの場合は月額全部とする。
- 4 入寮開始月および退寮完了月の寝具代、水光熱費およびインターネット利用料金は、入寮開始および退寮完了の日にかかわらず、月額全部とする。

(費用納付時期)

第17条 新たに入寮する者は、本大学が指定する期日までに、次の各号に掲げる費用を納付しなければならない。

(1) 敷金 全額

(2) 入居費 全額

(3) 住居費

イ 入寮を開始する日が当該月の1日から15日となる場合 2か月分

ロ 入寮を開始する日が当該月の16日から末日となる場合 1.5か月分

(4) 寝具代 2か月分

(5) 水光熱費 2か月分

(6) インターネット利用料金 2か月分

(返金)

第18条 敷金は、退寮後60日以内に返金する。ただし、住居費、寝具代、水光熱費およびインターネット利用料金の滞納がある場合または第22条第1項の修繕経費の弁済請求がある場合は、返金額より当該経費を差し引くものとする。

(施設保全の義務)

第19条 入寮者および短期滞在者（以下併せて「入寮者等」という。）は、施設、設備等の使用にあたりその保全に努めるとともに、火災その他の事故の防止および保健衛生に留意し、快適な居住環境の確保に努めなければならない。

(RMの義務)

第20条 RMは、寮内において、次の各号の義務を履行しなければならない。

- (1) 一般入寮者に対する日本における生活習慣の指導および支援
- (2) 寮運営に関する寮管理人の支援
- (3) 一般入寮者に対する寮規則、施設利用に関するルールへの遵守についての指導および管理
- (4) 個室と共用部から構成される各ユニット内のルールについての指導および管理
- (5) OIC国際課への報告書作成および提出
- (6) 一般入寮者の行政手続きに関する支援
- (7) 寮内および近隣地域との交流企画の策定および運営

(寮規則)

第21条 入寮者等および施設利用者の遵守事項および禁止事項は、寮規則に定める。

(弁償義務)

第22条 入寮者等が、故意または過失により建物、付属施設、備品等を破損または滅失したときは、修繕経費等を弁償しなければならない。

- 2 天災、地変、火災、盗難その他の本大学の責に帰することができない事由によって生じた入寮者等の損害については、本大学は一切賠償の責を負わないものとする。

(立入点検)

第23条 本大学は、管理運営上必要がある場合は事前に入寮者等の承諾を得て、いつでも居室内に立入点検および修理その他適宜の措置を行うことができる。ただし、火災、盗難その他緊急の場合で入寮者等の事前の承諾を得ることができない場合は、事後速やかに連絡することとする。

(退寮)

第24条 入寮者が次の各号のいずれかに該当する時は、退寮しなければならない。

- (1) 入寮期間が満了したとき
- (2) 留学、休学、除籍または退学に該当するとき
- (3) 第7条に定める入寮資格を失ったとき
- (4) 第12条第4号により入寮の許可が取消されたとき
- (5) 住居費、寝具代、水光熱費およびインターネット利用料金2か月分を滞納したとき
- (6) 寮規則を遵守していないと国際部長が認めるとき

- 2 RMは、前項各号のほか、第20条に定める義務を履行していないと国際部長が判断した場合は、退寮しなければならない。

- 3 入寮者が、入寮期間満了日より前に退寮しようとするときは、国際部長に対して退寮日の1か月前までに退寮届を提出し、その承認を得なければならない。

(退寮命令)

第25条 寮規則に違反した場合、国際部長は当該入寮者に対し警告を行い、再度違反した場合は退寮を命ずることができる。

2 前項にかかわらず、悪質な違反行為の場合は、警告なしに即時退寮を命ずることがある。

(退去時の点検)

第26条 入寮者等が退去するときは、入寮者等が立ち会いのもとで国際部長が指定する者の点検を受け、国際部長が修繕を必要と判断した場合は、修繕費用を負担しなければならない。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2018年3月1日から施行する。

別表1 入寮者の費用

種類	一般入寮者	RM
敷金	住居費の1か月分	住居費の1か月分
入居費	10,000円	10,000円
住居費	50,000円／月	45,000円／月
寝具代	2,000円／月	2,000円／月
水光熱費	6,500円／月	6,500円／月
インターネット利用料金	700円／月	700円／月

## 立命館大学 OIC インターナショナルハウス寮規則（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、立命館大学 OIC インターナショナルハウス管理運営に関する規程（以下「規程」という。）第21条にもとづき、立命館大学 OIC インターナショナルハウス（以下「OICIハウス」という。）の国際寮に関し必要な事項を定める。

（入寮者の義務）

第2条 入寮者は、次の各号を遵守する義務を負う。

- （1）本規則の他、規程およびガイドブックに定められた事項を遵守しなければならないこと。
- （2）管理人および RM の指示に従うこと。
- （3）自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心掛けること。
- （4）日常のゴミの処理については管理人の指示に従い、ゴミ収集日の日時に種類別に分別を行い指定する場所に出すこと、および有料ゴミは入寮者が費用を負担すること。
- （5）自分の居室以外のユニット内の共用スペースおよびユニット以外の共有部分を利用した場合は、使用後に清掃を行い清潔に保つこと。
- （6）居室内およびユニット内のトイレトペーパー、ティッシュペーパー等の消耗品は入寮者の費用負担で交換すること。
- （7）自分の居室およびユニット以外の共有部分に私物を残置しないこと、ならびに自分の居室およびユニット以外の共有部分に私物を残置した場合、管理人の判断で私物を移動または廃棄する必要があることを承諾すること。
- （8）居室内および共用スペースに置いてある家具、電化製品等の使用に際しては丁寧に扱い、故障等が発生した場合は管理人に報告すること、および故意に壊したと認められる場合は入寮者の負担で弁償すること。
- （9）退寮時は、居室に残っている個人の荷物のすべてを処分すること。
- （10）入寮者を対象とする企画には、特別な事情がある場合を除き参加すること。

（禁止事項）

第3条 入寮者は、施設内において次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- （1）大麻、麻薬、麻酔薬およびこれらに類するような薬の所持、服用、栽培、売買を行うこと。
- （2）20歳未満の飲酒および喫煙等、法律で禁止されている行為を行うこと。
- （3）喫煙所以外での喫煙をすること。
- （4）自動車およびバイクを所持すること。
- （5）居室を居室以外の目的で使用すること。
- （6）公共の場所にあるイスやソファ等を無断で移動すること、およびユニット以外の共有部分の備品等を居室およびユニットに許可なく持ち込むこと。ユニット内の共用スペースの備品等を居室に許可なく持ち込むこと。
- （7）商取引に関する勧誘、販売をすること。
- （8）生き物を飼うこと。
- （9）訪問者（両親、保護者、兄弟、友人を含む。）を国際寮に宿泊させること。
- （10）他の入寮者および近隣住民の迷惑になる騒音を生じさせる行為。
- （11）本人および他人に危害を及ぼすような行為または危険だと見なされるような行為を行うこと。
- （12）許可なく屋上へ立ち入ったり、通常閉じられている非常口を使用したりすること。

- (13) マッチ、ライター、ろうそく、線香、カセットコンロ、石油ストーブ等の火気を使用すること。
  - (14) 武器や、武器とみなされるような物、爆発性または発火性を有する危険物、OIC Iハウスの建物、設備または備品類（排水管等を含む。）を腐食または損傷させる恐れのある液体や薬品等を持ち込むこと。
  - (15) 水たばこを喫煙すること。
  - (16) 自室および自分のユニット内のリビング以外で飲酒すること。
  - (17) 部屋の改装をすること。
  - (18) 施設内で布教または政治活動をすること。
  - (19) 暴力組織へ加入すること、または関係者が出入りするすること。
  - (20) 5階（女性専用フロア）へ男性が立ち入ること（入寮者および訪問者を含む）。
- 2 短期滞在者は、前項各号に加えて、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
- (2) 国際寮の施設内で訪問者を迎えること。
  - (3) 国際寮の施設内の利用許可を得たスペース以外に立ち入ること。

(届出義務)

第4条 入寮者は、次の各号に定める事項に該当するときは、所定用紙を提出し、OIC 国際課課長に届け出なければならない。

- (1) 居室内、ユニット内およびユニット以外の共有部分の備品に損害を与えた場合
- (2) 居室の鍵を紛失した場合
- (3) 居室およびユニットの電気、給排水、給湯、冷暖房、その他施設および設備が故障した場合
- (4) 外泊、帰省および旅行で7日間以上 OIC Iハウスを離れる場合

2 入寮者は、次の各号に定める事項を行おうとするときは、所定用紙を提出し、OIC 国際課課長の許可を受けなければならない。

- (1) 自転車の所持および駐輪場の利用を希望する場合
- (2) 寮の敷地内において企画を実施する場合
- (3) 敷地内の共有部分に掲示を行う場合

(自転車の利用)

第5条 入寮者は、次の各号を遵守し自転車を利用することができる。

- (1) 入寮者は1名に1台のみ自転車を所有し、駐輪場を利用することができる。
- (2) 自転車には、OIC Iハウス専用のステッカーを貼付すること。
- (3) 自転車を利用する場合は、傷害保険および賠償保険に加入すること。
- (4) 自転車には施錠を必ず行い、盗難に注意すること。

2 駐車場または駐輪場において盗難、破損、事故等が発生しても、本大学および管理人はその責任を負わない。

(訪問者の入寮)

第6条 訪問者を入寮させる場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 訪問者を入寮させる場合は、管理人室にある訪問者ブックにサインさせること。
- (2) 訪問時間は、午前11時から午後8時までとすること。
- (3) 訪問者を宿泊させることはできない。

(居室への立ち入り)

第7条 宿舎の建物保全、防犯、防火、救護その他管理上の必要があるときは、立命館大学教職員および管理人は、入寮者に通知したうえでユニットおよび居室に立ち入ることがある。ただし、あらかじめ通知する余裕のないやむを得ない緊急の場合は、入寮者に通知することなく立ち入ることがある。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、国際部長が行う。

(附則)

この規則は、2018年3月1日から施行する。

以上